

2016年 8月

一般財団法人 上越環境科学センター

弊センターでは、本年7月から建屋の改築を行っております。修繕を重ねながら愛着を持って過ごしてきましたが、老朽化が進み、将来を見据え建て替えることと致しました。来秋の完成を目指しており、それまでの間、ご来所の際にご不便をお掛けすることもあるかとは思いますが、何卒ご容赦くださいますようお願い致します。また、業務には支障の無いよう努めて参りますので、変わらぬお引き立てのほど、よろしくお願い致します。

さて、今回のJECニュースでは、「PCB廃棄物の処理に関する法改正」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について」、「浄化槽法定検査料金改定のお知らせ（新潟県）」、「水質汚濁に係る環境基準の追加等に係る告示改正」、「個人ばく露測定のご紹介」について取り上げます。



1. PCB廃棄物の処理に関する法改正

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（以下、改正PCB特措法）」が平成28年8月1日より施行されました。この法律は、高濃度PCB廃棄物の処理が完了期限を遵守して一日でも早く確実に完了するために必要となる制度的な措置を講じようとするものです。

法改正の背景

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）は難分解性で慢性毒性を有し、国内においては昭和47年以降製造中止となっている。
- 高濃度PCB廃棄物については全国5カ所の専用施設で処理を進めているが、処分をまだ委託していない事業者や、今なお高濃度PCB使用製品を使用している事業者も存在し、計画的処理完了期限の達成が危ぶまれる状況である。



環境省 H.P.から各種パンフのダウンロードが可能です

改正の概要

- ① 従来環境大臣が定めることとしていたPCB廃棄物処理基本計画を閣議決定により定めることとする。
- ② 高濃度PCB廃棄物の保管事業者に対し、計画的処理完了期限より前に処分することを義務付け、違反者に対しては都道府県知事が処分を命ずることができることとする。高濃度PCB使用製品の所有事業者に対し、期限より前に廃棄する事を義務付ける。
- ③ 保管が未届出の高濃度PCB廃棄物や、使用中の高濃度PCB使用製品について、都道府県知事による報告徴収や立入検査の対象に、これらの保管又は所有している疑いのある事業者を加える。
- ④ 処分の義務を負う事業者が不明等の場合、都道府県知事が処分の代執行を行うことができることとする。

PCB廃棄物 は濃度や由来によって分類され、分類の概要は下表のとおりです。

高濃度	<ul style="list-style-type: none"> ◆ PCB原液が廃棄物となったもの ◆ PCB含有廃油、PCB含有汚染物、PCB処理物 のうち、PCBを含む部分のPCB濃度が 5,000mg/kg を超える もの。
低濃度	<p>【低濃度PCB含有廃棄物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ PCB含有廃油、PCB含有汚染物、PCB処理物 のうち、PCBを含む部分のPCB濃度が 5,000mg/kg 以下 のもの。
	<p>【微量PCB汚染廃電気機器等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 電気機器及びOFケーブルに使用された絶縁油で微量のPCBに汚染されたもの 及びそれによる汚染物、又はそれらを処分するために処理したもの。 (0.5 mg/kg を超える)

2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の公布について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令」が平成 28 年 6 月 20 日に公布され、**平成 28 年 9 月 15 日**（一部は平成 29 年 4 月 1 日）**より施行**されることになりました。改正の概要は以下のとおりです。

1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部改正

トリクロロエチレンについて**特別管理産業廃棄物に該当する**ものとして環境省令で定める基準を、以下の表に適合しないことに変更する。

廃棄物の種類		改正前	改正後
指定下水汚泥関係 (規則第 1 条の 2 第 5 項関係)	指定下水汚泥又は指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.3 mg/L	0.1 mg/L
	指定下水汚泥を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	3 mg/L	1 mg/L
原油関係 (規則第 1 条の 2 第 10 項関係)	廃油を処分するために処理したもの(廃油、廃酸又は廃アルカリ以外)	0.3 mg/L	0.1 mg/L
	廃油を処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ)	3 mg/L	1 mg/L
汚泥、廃酸又は廃アルカリ関係 (規則第 1 条の 2 第 11 項関係)	汚泥若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	0.3 mg/L	0.1 mg/L
	廃酸又は廃アルカリ若しくは汚泥、廃酸又は廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸又は廃アルカリ以外)	3 mg/L	1 mg/L

2) 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（以下「判定基準省令」）の一部改正

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を**最終処分場に埋め立て処分**する際に当該産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に含まれる**トリクロロエチレン**の基準を、以下の表のとおり変更する。

廃棄物の種類	改正前	改正後
汚泥又は指定下水汚泥若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したもの(判定基準省令第 1 条第 8 項、第 3 条第 12 項関係)	0.3 mg/L	0.1 mg/L

産業廃棄物を**海洋投入処分**する際に当該産業廃棄物に含まれる**トリクロロエチレン**の基準を、以下の表のとおり変更する。

廃棄物の種類	改正前	改正後
有機性汚泥又は動植物性残さ(令第 6 条第 1 項第 4 号イに掲げるものに限る。)(判定基準省令第 2 条第 1 項、第 4 項関係)	0.3 mg/L	0.1 mg/L
廃酸、廃アルカリ又は家畜ふん尿(令第 6 条第 1 項第 4 号イに掲げるものに限る。)(判定基準省令第 2 条第 3 項、第 5 項関係)	0.3 mg/L	0.1 mg/L
無機性汚泥(令第 6 条第 1 項第 4 号イに掲げるものに限る。)(判定基準省令第 2 条第 1 項、第 2 項関係)	0.03 mg/L	0.01 mg/L

3) 一般廃棄物/産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」）の一部改正

廃棄物最終処分場から排出される放流水の排水基準、廃棄物最終処分場周縁の地下水基準、安定型最終処分場の浸透水の基準について、**トリクロロエチレン**に関するもの、以下の表のとおり変更する。

放流水基準(管理型)	0.3 mg/L	0.1 mg/L
浸透水基準(安定型)、地下水基準(全処分場共通)	0.03 mg/L	0.01 mg/L

3. 浄化槽法定検査料金改定のお知らせ（新潟県）

浄化槽管理者（浄化槽を設置している方）は、指定検査機関による法定検査（7条検査、11条検査）を受検することが浄化槽法で義務付けられています。検査手数料も県ごとに定められており、**平成29年4月1日**から**新潟県**の検査手数料が一部改定されます（改定後の料金は下表中赤字）。

人槽	5～10	11～20	21～50	51～200	201～500	501～2,000	2,001～
7条検査 (竣工検査)	11,200円	12,600円	12,600円 ⇒12,900円	18,800円	23,600円	26,600円	31,000円
11条検査 (定期検査)	効率化11条検査 3,700円⇒4,100円		8,600円	12,600円	16,000円	18,800円 ⇒19,200円	22,000円

※浄化槽法定検査料金は非課税です

4. 水質汚濁に係る環境基準の追加等に係る告示改正について

JEC ニュース No. 36（2015年8月号）の「4. 水質環境基準に関する動き」において、生活環境の保全に関する環境基準項目に新たな指標が加わる見込みであることをお伝えしましたが、『**底層溶存酸素量（底層DO）**』の追加が**平成28年3月30日**に告示・施行されました。

底層溶存酸素量を生活環境項目環境基準に追加する目的

水域の底層を生息域とする魚介類等の水生生物や、その餌生物が生存できることはもとより、それらの再生産が適切に行われることにより、**底層を利用する水生生物の個体群が維持できる場を保全・再生すること。**



底層 DO 測定風景

底層溶存酸素量の類型及び基準値

＜ポータブル多項目計＞
水中に下し、センサモジュールで溶存酸素量、pH、その他の項目を同時に測定する。
水深100mまでの測定が可能。

類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上

環境基準の達成状況の評価、運用等に係る重要事項については今後の審議になる。
また、その結論を踏まえて、具体的な水域における類型指定が検討される予定である。

ひとこま

上越市環境フェアに出展しました
(2016.6.26/上越科学館)

—ブレスレットでUVチェック—

今年も大勢の方から参加いただきました！
今回は、いつものビーズタイプのほか、
カラーゴムを編むタイプもご用意しました！



5. 個人ばく露測定のご紹介

JEC ニュース No. 37 (2015 年 12 月号) の「2. 化学物質のリスクアセスメント等」でもご紹介のとおり、**リスクアセスメントの義務化が平成 28 年 6 月 1 日より施行**されました。

リスクアセスメントにおける**リスクの見積り**の手法には、①最悪の状況を想定して発生可能性及び重篤度等から見積もる、②ばく露の程度と当該化学物質等の有害性から見積もる、といった方式があり、後者の具体的方法の一つとして、**個人ばく露測定を行い、その結果をばく露限界値と比較する**方法があります。作業者の健康リスクをより直接的に評価できるこの方法の特徴等をご紹介します。

個人ばく露測定とは…

<測定の特徴>

- ◎ 個人サンプラーを用い、**作業者の呼吸域において捕集**した
気中濃度を得る
- ◎ 作業者の**動きや作業の多様性** (間欠・複数作業等) に追随

実際に作業者が呼吸によってばく露する程度に近い条件



個人サンプラーの概要
(腰に装着の場合)

ばく露量

ばく露限界値と比較することで
作業者の健康リスクを直接評価できる

※ばく露限界値…ばく露されてもほとんどすべての労働者に健康影響を生じない値。
疫学的又は毒性学的な根拠に基づく。

弊センターは**防爆型のポンプも所有しております!**
防爆エリアにおいても測定が可能です!

<捕集部の例>

測定対象	キシレン等の有機溶剤	フッ酸、塩酸	吸入性粉じん		金属総粉じん
採取方式	固体捕集	液体捕集	サイクロン式 (高濃度対応)	慣性衝突式	ろ過捕集
写真					

一般財団法人 上越環境科学センター

〒942-0063

新潟県上越市下門前 1666 番地

TEL:025-543-7664 FAX:025-543-7882

E-mail : info@jo-kan.or.jp

URL : http://www.jo-kan.or.jp

担当 : 業務課 / 佐賀・森

☆今年度より部署名が変わりました。

(業務1課・業務2課を統合し、業務課としました)



【編集一コマモ】

夏の風物詩、花火。先日スマートフォンを使って初めて花火で絵を描きました。いまだきの楽しみ方も味わいましたが、最後はやはり線香花火で締めました。皆さま、どうぞ事故なく素敵な夏をお過ごしください!



JEC ニュースをご閲覧くださりありがとうございます。

ご意見・ご感想などをお寄せいただければ幸いに存じます。(編集担当: 佐賀)